

広報ふたば



【表紙写真】営農再開に向けた取り組み・・・（中田地区農地保全管理組合）

町民の皆さまへ

秋たけなわの10月を迎えました。本来ならスポーツや芸術活動などさまざまな行事が盛んに開催される季節ですが、新型コロナウイルスの変異型であるデルタ株による感染拡大が止まらず、4回目の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置がさらに延長される中で、感染拡大を防止するため昨年に続き、町が開催する行事のほとんどを中止せざるを得ませんでした。町民の皆さまにおかれましては、コロナ禍の中でさまざまな活動が制限され、不自由な生活をされていることと推察いたします。

毎年行っている国に対しての中央要望活動は、緊急事態宣言等を鑑み、8月24日に大熊町と合同で、復興庁、経済産業省、環境省、原子力災害現地対策本部へ書面の送付にて要望を行いました。特に、7月に与党東日本大震災復興加速化本部より特定復興再生拠点区域外における対応の具現化等を内容とする第10次提言が示されたことを踏まえ、一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう双葉町全域の避難指示解除に向けた見通しや取り組み方針を早急かつ具体的に示し、また、現在行われている高速道路無料措置の継続、医療費の一部負担金・国民健康保険税の減免措置の継続について強く要望いたしました。

9月末には自由民主党総裁選挙が行われ、これに伴い今月には新内閣が発足します。次の政権に対しても、双葉町の復興が滞ることのないように切れ目のない対応を強く要望していきます。

町内の農業の取り組みについてですが、8月28日に上羽鳥、中田、下長塚、三字地区の農地保全管理組合で、9月4日には下羽鳥・長塚地区農地保全管理組合で野菜の出荷制限等解除に向けた試験栽培の取り組みとして、それぞれの地区のほ場でキャベツやブロッコリーの苗を植え付けし、ホウレンソウやコマツナ、カブの播種が行われました。収穫した野菜は、県により放射性セシウム濃度が国の基準値を十分に下回っているかどうかを確認していきます。このように双葉町でも、野菜の試験栽培地区の拡大や実証田において稲が実るなど、営農再開に向けて目に見える形で前進していることを実感しています。

今月から町政懇談会を開催いたします。新型コロナウイルス感染防止対策には万全を尽くしてまいりますので、町民の皆さまには避難先のお近くの会場にお越しいただきまますようお願いいたします。

過ごしやすいい季節になりましたが、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策と併せて健康管理にはくれぐれもご留意されますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

大熊町と合同で国へ要望活動を行いました

8月24日、復興庁をはじめとする関係省庁等に対し、大熊町と合同で要望書を提出しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言発令中であることを鑑み、今回は書面による要望となりました。

要望先：復興庁、経済産業省、環境省、原子力災害現地対策本部

町公式ホームページのリニューアルに際し復興ポータルサイトが統合されたため、過去の要望一覧のURLが変更となりました。

TOPページから 災害・復興情報→復興復興旧・まちづくり→復興まちづくり→要望一覧



今回の要望書 (全文)



これまでの要望一覧

(スマートフォン・タブレット用QRコード)

主な要望項目

○特定復興再生拠点区域外における取り組みの具体化について

- ・一刻も早く両町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、両町全域の避難指示解除に向けた特定復興再生拠点区域外における具体的な取り組みを示し、早期に町民の望む帰還困難区域全域の避難指示を解除すること

○復興のスタートに立つ両町への重点的サポート

- ・長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金・国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、特段の配慮を行うこと

○福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

- ・国としても、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、安全かつ着実な廃炉作業が行われるよう東京電力に対して厳しい指導を徹底すること

○ALPS処理水をめぐる責任を持った対応

- ・あらゆる取り組みを行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること

特定復興再生拠点区域外の早期除染を求める要望書 ～石熊行政区～

8月5日、双葉町いわき事務所において、伊澤史朗町長に対し山本文彦石熊行政区長をはじめ行政区役員の方々から、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域全域の早期除染を求める要望書が手渡されました。

伊澤町長は、「第10次提言を踏まえ早期に町民の望む帰還困難区域全域の避難指示解除を実現するように要望していきたい」と話しました。



温かいご支援をありがとうございます



8月19日、茨城県の一般財団法人ワンアース（代表理事 長谷川洋一様）より、宇宙をフライトしたせんだんの種が伊澤史朗町長へ手渡され、フライト証明書を寄贈いただきました。

せんだんの種は「東北復興宇宙ミッション2021」に応募したもので、日本時間の6月4日にアメリカから国際宇宙センターに打ち上げられ、37日間の宇宙滞在を経て地球に帰還しました。伊澤町長は「帰還した種を2022年春頃の帰還を目指す町のシンボルにしたい」と話しました。



▲寄贈品を持参いただいた東邦銀行植田支店長の白井薫様（右）

8月27日、株式会社東邦銀行の元取締役頭取の北村清士様より国際宇宙ステーションに運ばれた日本実験棟「きぼう」の入り口にかけているのれんの複製品を寄贈いただきました。

この「きぼう」のれんは、福島市にある有限会社安彦染工場で作られたものです。伊澤史朗町長は「これからまちづくりに取り組んで行く双葉町にとってありがたい応援ののれんです」と御礼を述べました。

寄贈いただいたのれんは今後、ケースに収容し町関連施設等に展示する予定です。



8月28日、逸見政和様（埼玉県蕨市）より絆をテーマにした日本の名所の風景の砂絵11点と、砂絵に添えた詩の書7点を寄贈いただきました。

逸見様は「双葉町民の皆さんは大変な思いをされていますので、少しでも心の癒しになれば」と話されました。寄贈いただいた砂絵などは、今後町内の施設などに展示する予定です。



双葉町特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた インフラ復旧状況について

町では、来年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示の解除を目標とし、帰還環境の整備を進めているところです。

国が提示している避難指示解除の具体的な手順によれば、避難指示解除要件が概ね充足された地域において、次のステップとして、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」、いわゆる「準備宿泊」を実施するとされ、町では、準備宿泊を年明けに開始できるよう取り組みや準備を進めております。（準備宿泊については、あらためてお知らせいたします）

インフラ等の復旧状況等は下記のとおりになります。

今後、準備宿泊を希望される方は、計画的にご自宅等の復旧作業を進められるようお願いいたします。

インフラ名	現 状	担当課・事業者	連絡先
上水道	○特定復興再生拠点区域全域の復旧作業を実施しております。 ○宅地内の漏水調査は指定給水装置工事事業者へご依頼ください。 ○水道使用開始のお申し込みは、双葉地方水道企業団になります。水道開始の際にはご使用者様、建設課並びに企業団での立ち会いが必要となります。 ○お申し込みには、下水道区域内は下水道の復旧後、下水道供用区域外（公共下水道事業計画から除外された区域を含む）は、合併処理浄化槽の設置完了の確認が必要になりますので、事前に建設課にご確認ください。	○<u>復旧状況について</u> 住民生活課 ○<u>水道使用開始のお申し込み</u> 双葉地方水道企業団 総務課営業係 ○<u>給水装置工事に関するお問い合わせ</u> 双葉地方水道企業団 施設課給水係	☎ 0246-84-5206 ☎ 0240-25-5323 受付時間 平日 8:30～17:15 ☎ 0240-26-0911
下水道	○下水道は、双葉水処理センターの整備及び管路の復旧を計画的に進めております。 ○下水道使用開始のお申し込みは、建設課になります。 ○下水道をご利用の場合、ご自宅から下水道までの配管の状態を予めご確認ください。長期間使用していなかった場合は使用前に双葉町下水道排水設備業者へ点検をご依頼ください。	建設課	☎ 0246-84-5209
合併処理 浄化槽	○双葉町公共下水道の事業計画の変更認可（令和元年11月19日付け福島県指令都第856号）により事業計画から除外された区域に、合併処理浄化槽を設置した場合の補助金を準備しております。 ○合併浄化槽使用開始のお申し込みは、建設課になります。 ○合併浄化槽をご利用の場合、ご自宅から合併浄化槽までの配管の状態を予め、業者へ点検をご依頼ください。 ○特定復興再生拠点区域内・避難指示解除済区域の解体されなかった住宅に対し、環境省による尿汲み取り・浄化槽清掃を一回行う事ができます。 お申し込みは、建設課になります。 <u>なお、避難指示解除済区域におきましては今年度内で終了しますので、令和4年1月末までにご連絡ください。</u>	建設課	☎ 0246-84-5209
LPガス	○使用再開を希望される方は、取引されていた販売店等にお問い合わせください。 ○取引されていた販売店等と連絡が取れない場合は、福島県LPガス協会相双支部へお問い合わせください。	福島県LPガス協会 相双支部	☎ 0244-22-1141

インフラ名	現 状	担当課・事業者	連絡先
電 気	○概ね復旧済です。	東北電力コールセンター	☎ 0120-175-655
電 話	○概ね復旧済です。 ○NTT東日本にお問い合わせください。	NTT東日本 相談・申込ダイヤル	☎ 116 (携帯電話等からかける場合) ☎ 0120-116-000
インターネット (フレッツ光)	○概ね復旧済です。 ○NTT東日本にお問い合わせください。	○復旧状況について 総務課 ○申込について NTT東日本 相談・申込ダイヤル	☎ 0246-84-5201 ☎ 116 (携帯電話等からかける場合) ☎ 0120-116-116

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎ 0246-84-5206

「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」に関する説明について

町では、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示の解除を目標に、復旧復興の様々な取り組みを進めているところです。

その一つとして町では「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（以下「準備宿泊」といいます）を年明けから開始できるよう取り組みや準備を進めております。

つきましては、10月26日から開催されます町政懇談会の中で、準備宿泊に関する説明をさせていただきます。皆さま、大変ご多忙のところ恐れ入りますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

◀ 町政懇談会の日程は、次の頁（6頁）に掲載しています。

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎ 0246-84-5206

双葉町商工会からのお知らせ

準備宿泊に向けて、ご自宅の復旧作業をお手伝いする事業所

双葉町では、令和4年の年明けから、復興再生拠点区域内において準備宿泊を開始できるよう取り組みを進めています。準備宿泊を予定されている方は、計画的にご自宅の復旧作業等を進めていただく必要があります。

ご自宅の復旧作業に関して疑問や困りごとがある場合は、商工会の会員事業所には是非お問い合わせください。

今月号の広報ふたばにご自宅の復旧作業の内容と商工会会員事業所の一覧表（A4、両面、クリーム（黄）色）を同封しています。

【問い合わせ先】 双葉町商工会 ☎ 0246-88-9855

令和3年度 町政懇談会開催のお知らせ

今回、町政全般について、町民の皆さまの率直なご意見やご要望等をお伺いしたく、下記のとおり町政懇談会の開催を予定していますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により変更することがあります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者同士の身体的距離を確保し開催します。マスクの着用、手指の消毒、氏名・居所・連絡先電話番号等の受付名簿へのご記入、検温（出発前に自宅にて・会場入り口前）のご協力をお願いいたします。

月 日	時 間	場 所
10月26日(火)	13:30～16:30	いわき市 いわき市労働福祉会館 3階（大会議室1、中会議室1・2） いわき市平字堂ノ前22 ☎0246-24-2511 <u>※専用駐車場（16台）のほか、童子町駐車場（82台）、梅本駐車場（268台）もご利用いただけます。</u>
11月4日(木)	13:30～16:30	南相馬市 南相馬市民情報交流センター 2階（マルチメディアホール） 南相馬市原町区旭町二丁目7番地の1 ☎0244-23-7796
11月5日(金)	9:30～12:30	仙台市 TKPガーデンシティ仙台 21階（ホール21C） 仙台市青葉区中央1-3-1 AER 21F/30F ☎022-200-2611 <u>※会場へは公共交通機関をご利用ください。</u> ※会場が変更になりました。
11月9日(火)	13:30～16:30	福島市 サンライフ福島 2階（大研修室） 福島市北矢野目字檀ノ腰6番地の16 ☎024-553-5529
11月11日(木)	13:30～16:30	つくば市 つくば国際会議場 2階（中会議室201） 茨城県つくば市竹園2丁目20-3 ☎029-861-0001 <u>※会場へは公共交通機関をご利用ください。</u>
11月12日(金)	9:30～12:30	加須市 キャッスルきさい 1階（多目的室） 埼玉県加須市根古屋633番地10 ☎0480-73-3101
11月13日(土)	9:00～12:00	東京都 全国町村会館 2階（ホールB） 東京都千代田区永田町1-11-35 ☎03-3581-6767 <u>※会場へは公共交通機関をご利用ください。</u>
11月17日(水)	13:30～16:30	白河市 サンフレッシュ白河 1階（会議研修室） 白河市久田野城内31 ☎0248-31-1019
11月18日(木)	9:30～12:30	郡山市 福島県農業総合センター 1階（多目的ホール） 郡山市日和田町高倉字下中道116番地 ☎024-958-1700
11月19日(金)	9:30～12:30	新潟県 柏崎市文化会館 アルフォーレ 1階（大・中・小会議室） 新潟県柏崎市日石町4番32号 ☎0257-21-0010
11月27日(土)	① 9:00～12:00 ② 13:30～16:30	いわき市 復興公営住宅勿来酒井団地（集会所） いわき市勿来町酒井青柳8-2 ☎0246-84-5202（秘書広報課）

※内容は①②とも同じです。

新型コロナウイルス感染症対策で1回の出席人数を調整するため、可能な範囲で

① 9:00～12:00には勿来酒井団地にお住まいの方、

② 13:30～16:30には①以外の方のご出席をお願いいたします。



▲スマートフォン・タブレット用QRコード
会場までの地図をご確認いただけます

◆◆◆ 双葉町放射線量等検証委員会・中間報告 ◆◆◆

～ 特定復興再生拠点区域の放射線量低減状況 ～

9月6日、双葉町放射線量等検証委員会の田中俊一委員長より、検証結果の中間報告の提出がありました。今回報告されたのは、令和2年3月4日の避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の避難指示解除以降、計4回開催された委員会での検証結果です。双葉町内の特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況等について「これまでの予備的な実績評価を踏まえると準備宿泊に伴う放射線被ばくのリスクは十分低い」との報告がありました。



中間報告の全文はこちらから

(スマートフォン・タブレット用QRコード)

●●● 双葉町の放射線に関する取り組みについて ●●●

～ 令和4年春頃目標の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けて ～

双葉町では放射線に関する健康不安などの解消を目的として、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターの協力のもと、専門家の先生を招き、町民の皆さまと率直な意見を交換する車座意見交換会を開催しています。

郡山支所で開催した際には、昆布や食塩などの食品を測定して、身の回りにも放射線があることを学びながら放射線に関する健康影響などの不安や疑問について意見交換を行いました。参加者からは「体内に放射性物質が含まれていることを知らない方が多い」などの意見がありました。

令和2年度に、ある自治会で東日本大震災・原子力災害伝承館にて原子力災害と復興の記録や教訓について展示資料を見学した後に、意見交換を行いました。参加者からは「町の様子が震災前と全く変わっている。9年半経って復興した感じはあるが、昔の風景がないために残念だと思う」などの意見がありました。

現在、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除へ向けて準備宿泊の開始を目指しています。復興に向けての動きが加速していく中で、放射線に関する相談や不安などがあればお気軽にご相談ください。



意見交換会の様子（郡山支所）



意見交換会の様子（東日本大震災・原子力災害伝承館）

※写真は個人情報保護のため、加工しています。

町道101号新山・鴻草線(旧国道)及び町道109号 鴻草・寺松線の特別通過交通制度の適用について

令和3年10月1日(金)より、鴻草行政区内に設置されております斎場「聖香苑」の事業再開や復興再生拠点区域での準備宿泊等に向けて、町道101号新山・鴻草線(旧国道)及び町道109号鴻草・寺松線の一部区間について、国及び関係自治体等との調整が整ったことにより、通行証の所持・確認を要することなく通行ができる特別通過交通制度が適用されました。

町道101号新山・鴻草線(旧国道)及び町道109号鴻草・寺松線の一部の自由通行化に伴い、浪江町境ゲート・鴻草ゲート及び国道6号西側(薬師堂踏切付近)に設置しているバリケードは、毎日8:00～18:00に開放し、通行証を所持・確認を要することなく通行が可能となりました。それ以外の時間帯は通行できません。

渋川地区方面に一時立入りされる方向けに、新たに町道109号沿線の北部コミュニティーセンター付近に「鴻草高田ゲート」が新設されました。

※今回の特別通過交通制度の適用によって通行できる車両は限られています。

特別通過交通制度の適用の詳細につきましては、広報ふたばの今月号に同封しました「双葉町への立入りのしおり(第10版)」及び町公式ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

令和3年10月1日から適用される特別通過交通区間



【問い合わせ先】 住民生活課 ☎0246-84-5206

斎場「聖香苑」再開のお知らせ

これまで休止しておりました双葉町に設置の斎場「聖香苑」(鴻草)につきましては、施設復旧整備が完了し、令和3年10月1日(金)に再開しますので、お知らせいたします。

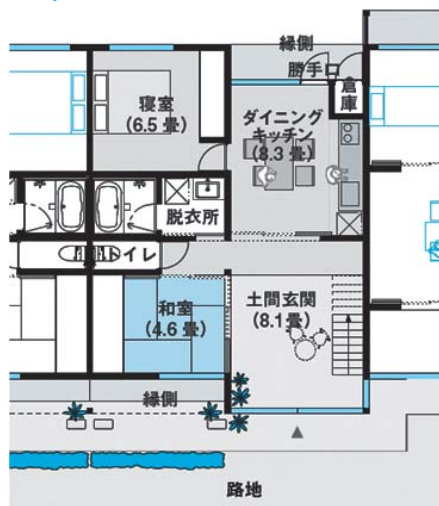
【問い合わせ先】 双葉地方広域市町村圏組合 北部衛生センター ☎0240-35-5454
埋火葬許可について 戸籍税務課 ☎0246-84-5204

駅西住宅で「なりわい暮らし」はじめませんか？

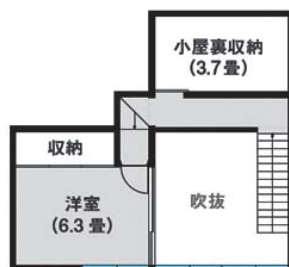
～ 双葉駅西側地区で はじめる自分らしい暮らし方 ～

JR 双葉駅の駅西側で、新しいまちづくりが進められています。
 今月はタウンハウスタイプ（敷地共有型住宅）の間取りについてお伝えします。

ファミリータイプ



1階平面図



2階平面図

1人暮らしタイプ



1階平面図

家の間取り図を参考に、双葉町での暮らしをイメージしながらご覧いただければ幸いです。

現在、双葉町の駅西側地区ではタウンハウスを含めた公営住宅建築に向けた土地の造成が進んでいます。新しい町西橋の形も見えてきました。



工事の進捗や最新情報は

検索 で更新しています。

パソコン、タブレット、スマートフォンで検索してください。

双葉駅西側地区
 まちづくりプロジェクト
<https://restart-futaba.com/>



第3回双葉町議会定例会

9月9日招集の令和3年第3回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせします。



行政報告



6月定例会以降の 行政報告

―双葉南・北小学校 春季ミニ運動会―

6月25日、双葉町立南・北小学校の春季ミニ運動会が開催されました。前半は1年生から3年生の部、後半は4年生から6年生の部に分けて、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に取しながら、それぞれ個人戦や団体戦の競技、ダンスやよさこい踊りを披露し、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

―浜通りの火・ ふたば幼稚園で種火おこし―

7月1日、東京2020パラリンピックの聖火リレーで使用するトーチに火を灯すための種火おこしを町立ふたば幼稚園で実施いたしました。双葉町の種火は、実際の火を使わずに、園児の皆さんにちぎり絵を作成していただき、3月に双葉町内を巡った聖火リレーの様子をモチーフに、大会に参加される選手への応援の気持ちを込めながらちぎり絵を完成させました。園児全員で一生懸命作ったちぎり絵は8月12日「浜通りの火」としてJヴィレッジで採火し、8月15日に「福島県の火」として東京都へ送られました。



▲採火式の様子

―双葉町特集展―

7月14日から8月30日までの期間において、東日本大震災・原子力災害伝承館で双葉町を特集した企画展「双葉町の記憶と記録」が開催されました。

期間中は、震災直後の避難した状況や避難生活での町民の皆さんのご苦労など、これまで町で保全に取り組んできた資料等を展示し、多くの来館者によりまだ被災自治体で唯一全町避難が続く町の実情を知っていただき、震災と原発災害の教訓、双葉町の復興が進んでいることを伝えることができたと感じております。

―相馬野馬追―

7月24日、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が開催されました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、南相馬市内で行われる主要行事の開催は中止となりましたが、標葉郷におきましては、規模を縮小し、感染防止対策を十分に取しながら、出陣式及び騎馬行列などを2年ぶりに浪江町内で行いました。双葉町騎馬会からは8騎の騎馬武者が出陣し、それぞれの役割を無事に務め凱旋いたしました。

―放射線量等検証委員会―

双葉町放射線量等検証委員会は、令和2年3月4日の避難指示解除準備区域及びJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示区域の解除以降、委員会と現地調査を実施し、審議を重ね、9月6日に同委員会から中間報告を町に提出いただきました。

頃の双葉町特定復興再生拠点区域全域の避難指示区域の解除を目指しているところであり、その避難指示解除にあたって、放射線量に関する検証の報告となります。

今後、この報告の内容を踏まえ、双葉町特定復興再生拠点区域内での準備宿泊に向けた取り組みを進めてまいります。

また、本委員会での審議をさらに重ね、双葉町特定復興再生拠点区域全域の避難指示区域の解除について、放射線量に関する最終報告を取りまとめ、町へ提出していただく予定であります。

―国への要望活動―

例年、国への要望活動を実施してきたところですが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により今年度は対面ではなく書面にて大熊町との連名で要望書を提出いたしました。

特に、一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、早期に町民の望む帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針を早急かつ具体的に示すこと。生活再建支援としては避難者に対する高速道路の無料措置の一括延長、医療費一部負担金等の減免などの継続。福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉の実施。ALPS（アルプス）処理水をめぐる国の責任を持った対応や取り組み。復興財源と国の支援体制の長期的な確保などの重点課題について、復興庁をはじめとする関係省庁へ要望いたしました。

帰還困難区域内で初の野菜の作付実証栽培が行われました ～双葉町農地保全管理組合の取り組み～

8月28日と9月5日、特定復興再生拠点区域（帰還困難区域）内で初めての野菜の作付実証栽培が行われ、下羽鳥・長塚、上羽鳥、中田、下長塚、三字地区の畑、約24aに各地区の農地保全管理組合員の皆さんが、園芸品目5品目（ハウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、カブ）の苗や種の植付を行いました。

10～11月頃に収穫後、モニタリング検査が行われる予定で、今年度中の出荷制限等解除を目指します。



▲ 下羽鳥・長塚地区農地保全管理組合



▲ 上羽鳥地区農地保全管理実行組合



▲ 中田地区農地保全管理組合



▲ 下長塚地区農地保全管理組合



▲ 三字地区農地保全管理組合

両竹地区では、令和元年度と令和2年度に出荷制限等解除に向けた作付実証栽培が行われ（令和元年度は台風第19号の影響でモニタリング検査を順延）、モニタリング検査の結果、令和2年度末に出荷制限等が解除されています。



双葉町の人事行政の運営等の状況の公表

双葉町における「人事行政の運営等の状況」を条例に基づきお知らせいたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用候補者試験・職員選考の実施状況(令和2年度実施)

区 分	申込者数		第1次試験受験者数		第1次試験合格者数		最終合格者数		採用者数	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
行政職	21	8	16	7	8	2	5	1	5	1
土木職	5	0	5	0	3	0	2	0	0	0
管理栄養士	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1
合 計	26	10	20	9	11	4	7	2	5	2

(2) 職員の退職の状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)(単位:人)

	定年退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
人 数	6	3	1	0	10

(3) 職員の定数の状況(令和3年4月1日現在)(単位:人)

部 局	定 数	職 員 数	差 引
町長事務部局	95	90	▲5
議会事務部局	2	2	0
農業委員会事務部局	1(3)	1(3)	0
教育委員会事務部局	15	10	▲5
選挙管理委員会事務部局	(3)	(3)	(0)
監査委員事務部局	(2)	(2)	(0)
合 計	113 (8)	103 (8)	▲10 (0)

(注)()内は兼務職員数です。

(5) 国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
一般行政職	95.1	92.5	90.2	89.5

(注)「ラスパイレス指数」は、国家公務員の給料を100とした場合の町職員の給与水準を示したものです。

(4) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)(単位:人)

区 分		職員数		対前年 増減数
部 門		令和2年	令和3年	
一般行政	議 会	2	2	0
	総 務	46	45	▲1
	税 務	5	5	0
	農林水産	5	7	2
	商 工	1	2	1
	土 木	13	13	0
	民 生	5	5	0
	衛 生	7	9	2
計		84	88	4
教 育		10	10	0
一般行政+教育		94	98	4
特別会計	下 水 道	1	1	0
	そ の 他	4	4	0
	計	5	5	0
合 計		99	103	4

(注)定員管理調査における職員数です。

2. 職員の勤務時間、勤務条件及びサービスの状況

(1) 職員の勤務時間(令和2年4月1日現在)＜標準的なもの＞

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

年 度	総付与日数(日)	総使用日数(日)	全対象職員数(人)	平均使用日数(日)	取得率(%)
令和2年度	2,468	664	73	9.1	26.9%
平成31年度	2,611	850	78	10.9	32.6%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

年 度	時間外・休日勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
令和2年度	13,833時間	170時間
平成31年度	16,397時間	180時間

(注)特別職、管理職は除く。

(4) 育児休業の状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)(単位:人)

	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	0	1
前年度から引き続いている者	0	1

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:人)

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(注)地方公務員法第28条第1項及び第2項

(2) 懲戒処分者数 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	訓告	嚴重注意	計
法令、条例等に違反した場合	0	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

(注) 地方公務員法第29条第1項

4. 職員の服務の状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:人)

区 分	内 容	地方公務員法	違反者数
服務の宣誓	職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない	第31条	0
命令に従う義務	職員は法令に従い、かつ、上司の職務命令にしたがわなければならない	第32条	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない	第33条	0
秘密を守る義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする	第34条	0
職務に専念する義務	職員は勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない	第35条	0
政治行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなど、政治活動等をしてはならない	第36条	0
争議行為等の禁止	職員はいわゆるストライキ等をしてはならない	第37条	0
営利企業等従事制限	職員は任命権者の許可なく、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない	第38条	0
合 計			0

5. 職員の研修状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

研 修 ・ 講 座 名	研修場所(主催)	実施年月	実施日数	受講者数
新規採用職員前期研修	ふくしま自治研修センター	令和2年 8月～ 9月	2日	8名
新規採用職員後期研修	ふくしま自治研修センター	令和2年11月～令和3年2月	5日	8名
新任係長研修	ふくしま自治研修センター	令和2年 9月～12月	3日	2名

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

健康診断の種類	受診者数(人)	健康診断の種類	受診者数(人)
胃がん	58	腹囲測定	156
血圧測定	156	聴力検査	156
心電図検診	156	前立腺がん検診	48
眼底検査	137	人間ドック	44
尿検査	156	脳ドック	17
大腸がん検診	118	子宮がん予防検診	26
血液検査	156	乳がん予防検診	29
胸部X線検査	153	延べ受診者数	1,566

(2) 職員健康増進事業 (令和2年度分)

事 業 名 称	受診者数・受講者数
ストレスチェック(計2回)	全職員
個別面談(計2回)	全職員
市町村派遣職員等メンタルヘルス研修	9名

7. 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

継 続 件 数	措 置 要 求 件 数
0	0

(注) 地方公務員法第46条の規定に基づく職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求

8. 不利益処分に関する不服申立の状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

継 続 件 数	不 服 申 立 件 数
0	0

(注) 地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分に対する審査請求又は異議申立て

双葉町都市計画変更に関する説明会を開催します

このたび、中野地区復興産業拠点内の整備進捗に伴い、土地利用計画を変更する必要があることから、現行の都市計画を変更することとし、町民の皆さまのご意見をお伺いする説明会を開催いたしますので、以下のとおりご案内します。

● 説明会開催日時及び場所

(1) 郡山会場

日 時：令和3年10月23日（土）
10時00分～
場 所：双葉町郡山支所 2階大会議室
（福島県郡山市朝日1丁目20-2）

(2) いわき会場

日 時：令和3年10月23日（土）
14時30分～
場 所：双葉町いわき事務所 2階大会議室
（福島県いわき市東田町2丁目19-4）

● 変更内容

中野地区復興産業拠点の整備進捗に伴い、拠点内の道路線形及び水路の変更に伴う土地利用計画の見直しを行うことについて。

● 都市計画変更案の縦覧

説明会開催後、以下のとおり都市計画変更案の縦覧を実施します。双葉町の住民及び利害関係者で、都市計画変更案について意見のある方は、期間内に双葉町に意見書を提出することができます。

1 縦覧及び意見書受付期間

令和3年10月27日（水）～令和3年11月10日（水）
8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

2 縦覧場所

双葉町いわき事務所（福島県いわき市東田町2丁目19-4）
双葉町郡山支所（郡山市朝日1丁目20-2）
双葉町埼玉支所（埼玉県加須市騎西36-1）

3 意見書提出の方法

縦覧場所にある備え付けの様式に意見を記入し、持参又は郵送により建設課に提出してください。なお、提出期限は令和3年11月10日（水）17時15分です。（郵送の場合は期限内に到着したものに限りします）

※会場では、マスク着用や手指消毒実施等、新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力及び氏名・居所・連絡先電話番号等の受付名簿へのご記入をお願いいたします。なお、過去2週間以内に、風邪の症状や息苦しさ、強いだるさ、軽症であっても咳、咽頭痛等の症状ある方には、参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者が想定以上の人数となった場合は、入室をご遠慮いただく場合があります。また、感染拡大状況によっては開催を延期する場合があります。

【問い合わせ先】 双葉町いわき事務所 建設課 ☎0246-84-5209

意見書の提出窓口・郵送先

〒974-8212 福島県いわき市東田町2丁目19-4 双葉町いわき事務所 建設課 宛

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

最近の天候は、従来の季節感が表現できない天気が多く、ニュース報道でも「記録的な〇〇」「観測史上初の〇〇」という表現が多いように思います。以前より危惧されている地球規模における、自然環境のバランスの崩れによる異常気象なのでしょうか。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は変異株であるデルタ株の感染力の強さが要因の一つであるというのが専門家の見解です。私たちができることは、感染防止対策の基本に立ち返って心をつ一つにして、みんなで感染拡大を抑える行動を取ることだと思います。

今後、長期に渡る対応から多くの知見が分析され、新しい生活様式に向けたガイドラインや、国からの法的措置による行動制限の緩和等も示されると期待しますが、学校教育現場では、児童・生徒の皆さんに落ち着いて安心感の持てる、あたり前の生活が送れるように、子どもたちの自己実現に向けて支援すべく教育活動の充実に努めてまいりたいと思います。

さて、町立学校では、10月23日の『^{せんだんさい} 榊壇祭』に向けて準備中であります。昨年度と同様に発表方法等、感染防止対策を十分に行って開催する予定です。2学期は、どの学校においても文化的行事が計画されていると思います。一人一人の思いを胸に、思い出の1ページとして心に残る発表会や行事となるよう願っております。また、各教科の授業の充実と言うまでもなく、貴重な体験活動を通して「心の成長」が育成されるよう教育委員会として支援してまいりたいと思います。

また、各種団体における行事の開催についても、計画していた行事を中止せざるを得ない状況で、関係役員の皆さま方にはご苦労をおかけいたしております。婦人学級におきましても、年間計画が実施できない状況も多々あると思います。会員同士の連絡を絶やさず、次回開催に向けて絆を深めながら、期待を込めて準備を進めていただきたいと思います。

【令和3年度 福島県市町村教育委員・教育長研修会】

8月26日、福島県市町村教育委員会連絡協議会主催による研修会が開催されました。本来ならば、福島県内の教育委員が一同に会し研修を行う予定でしたが、オンライン開催となり、いわき事務所大会議室から参加しました。内容は、①講演Ⅰ「GIGAスクール構想で切り拓く、令和の時代の日本型学校教育」、文科省より②講演Ⅱ「小学校における英語教育の現状と課題」、そして情報交換として「双葉の教育の現状」を榊葉町の青木洋教育長より報告がありました。タイムリーな情報、新たな情報を皆さんで共有することの大切さを感じました。



双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

浜通りの火・採火式 ～ふたば幼稚園の種火(ちぎり絵)を採火～

8月12日、東京2020パラリンピックの聖火リレーに使用するトーチに火を灯すためJヴィレッジで各市町村の種火が「浜通りの火」として集められ、8月15日には「福島県の火」として集められ、東京に送られました。ふたば幼稚園児が起こした種火(ちぎり絵)は東京2020パラリンピックの開会式中継でも放映され、聖火を明るく灯しました。

▶ 採火式の様子



◀ 採火後のランタンは、ふたば幼稚園に戻ってきました

令和4年度 ふたば幼稚園入園のご案内

双葉町では、令和4年度双葉町立ふたば幼稚園の入園児を募集します。多くの園児の姿が見られることを心待ちにしております。

- ◆所在地 福島県いわき市錦町御宝殿56
- ◆入園資格 右表のとおり
- ◆経費 ①入園料 } いずれも無償です。
②授業料 }
③その他：給食・教材費等

※③については町により一部補助されます。

入園を希望される方は、問い合わせ先にご連絡ください。「入園申請書」をお送りしますので、記入・押印のうえ提出をお願いします。

- ◆提出期間 10月1日(金)～10月29日(金) (8時30分から17時15分まで)

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎0246-84-5210
〒974-8261 いわき市植田町中央1-16-13 エムケービル2階



第33回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会

第33回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が、11月21日(日)に開催されます。

今年度は、昨年度の9区間から、16区間へと従来のコースに戻り、95.0kmで繰り上げられる予定です。コース図等の詳細につきましては、広報ふたば11月号及び町公式ホームページにてお知らせいたします。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は区間等が変更となることがあります。

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎0246-84-5210

第8回 市町村対抗福島県ソフトボール大会

◆開 会 式：新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

◆会 場：相馬光陽ソフトボール場（相馬市）

◆試 合：10月16日（土）11：15～
同会場 B球場

◆対戦相手：北塩原村

選手の皆さんへ
声援をよろしく
お願いします！



－ 選手名簿（敬称略） －

No.	位 置	氏 名
1	主 将	谷津田 淳之
2	投 手	吉田 佳次
3	投 手	大谷内 俊
4	捕 手	加村 晴也
5	捕 手	志賀村 哲平
6	内野手	里見 淳
7	内野手	加藤 裕樹
8	内野手	青田 隆志

No.	位 置	氏 名
9	内野手	伊藤 雅明
10	内野手	小林 義弘
11	内野手	石井 智明
12	内野手	伊澤 亮
13	内野手	木幡 和清
14	内野手	高萩 文孝
15	内野手	加藤 秀樹
16	外野手	井戸川 悠太

No.	位 置	氏 名
17	外野手	石澤 拓也
18	外野手	門馬 雄介
19	外野手	佐藤 裕司
20	外野手	加藤 克美
21	外野手	鶴沼 浩二
22	外野手	石上 崇

「ふたばスポーツフェスティバル2021」開催中止のお知らせ

広報ふたば7月号でご案内しておりました「ふたばスポーツフェスティバル2021」の開催につきまして、全国的な新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、感染防止の観点から開催を中止することとなりましたのでお知らせいたします。

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎ 0246-84-5210

令和3年度 第33回双葉町総合美術展及び 「第7回双葉町民作品展覧会（郡山会場）」開催中止のお知らせ

令和3年10月14日（木）15日（金）郡山ビッグアイを会場に開催を予定しておりました「第33回双葉町総合美術展及び第7回双葉町民作品展覧会（郡山会場）」につきましては、双葉町芸術文化団体連絡協議会との協議の結果、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年度も中止とすることで決定いたしましたので、お知らせいたします。また、広報ふたば9月号でお知らせしておりましたが、第7回町民作品展覧会（いわき会場）は中止となっております。

2年連続の中止となりますが、応募作品を手掛けておられました方々につきましては、ご理解をいただき、次回開催のために作品作りを継続していただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 ☎ 0246-84-5210

双葉町文化・スポーツ大会出場者激励金

この激励金は、県代表等としてアマチュア大会に出場した方に交付するものです。該当する方は下記までご連絡ください。

● 対象となる大会

対象となる大会は、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 文部科学省等公共機関が主催する大会又はそれに準ずる大会
- ② 地方ブロック大会以上の大会及び国際大会



● 部 門

- ① 文化大会（合唱、吹奏楽、演劇、弁論大会等）
- ② スポーツ大会（スポーツ少年団主催大会、国民体育大会、インターハイ、及びこれらに係る地方ブロック大会等）

● 激励金の額

- ① 地方ブロック大会及び全国大会 …… 1人 10,000円
- ② 国際大会 …………… 1人 20,000円

● 対象となる方

県代表等として監督、コーチ及び選手として、登録されている方のうち以下に該当する方

- ① 双葉町に住所を有する方
- ② その他町長が特に認める方

● 準備していただく書類

- ① 大会開催要項の写し
- ② 大会出場を証明できる書類の写し（メンバー表等）
- ③ 予選会での成績表の写し

その他申請書等が必要となりますが、上記書類が揃い次第下記窓口までご連絡ください。

● 注意点

激励金の交付について、上記書類の提出していただいたうえで審査が必要となります。

【問い合わせ先】 教育委員会 教育総務課 生涯学習係 ☎ 0246-84-5210

まぐみみ福島



総務省行政相談センター

令和3年度 行政相談週間

10月18日（月）から24日（日）までの一週間は「行政相談週間」です。行政相談は、役所（国、県及び市町村）などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

【行政相談委員】 武内 裕美さん（長塚二） ☎ 090-3980-2504

【問い合わせ先】 秘書広報課 ☎ 0246-84-5202

～災害から自分の身を守るために～

避難行動要支援者支援制度のご案内

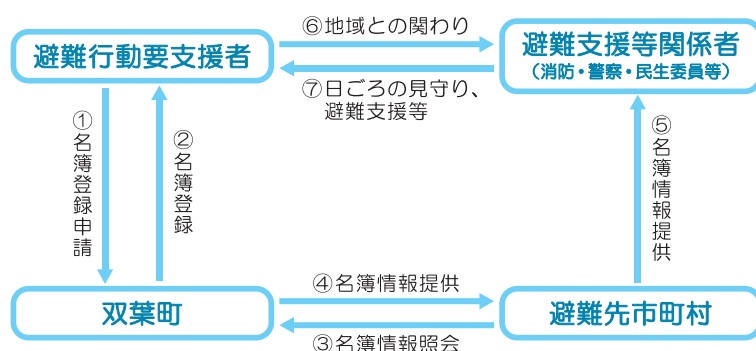
「避難行動要支援者」とは、高齢者や障がいのある方等で災害発生時や発生する恐れがあるときに自ら避難することが困難であり、特に支援を必要とする方です。この制度は、特に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、名簿の情報を普段から警察、消防等の避難支援等関係者に提供することで、災害時の安否確認や支援等に活用いただくものです。

双葉町では、避難先においても災害に備えることができるよう「避難行動要支援者名簿」の作成を進めています。

制度のしくみ

双葉町の避難行動要支援者名簿に登録された情報は、避難先の市区町村より照会があった際に提供させていただきます。

避難先市区町村では、名簿情報を平常時から消防、警察、民生委員等の避難支援関係者に提供し、避難支援等に役立てます。日頃の見守り活動等にも活用する市区町村もあります。



対象者

双葉町では、在宅で生活している方で、以下のいずれかに該当する方を対象としています。施設・病院に入所・入院されている方は対象になりません。

- ① 要介護3以上の方
- ② 身体障害者手帳1級・2級の方
- ③ 療育手帳重度（A）の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 特定疾患医療費（指定難病）受給者証が交付されている方
- ⑥ 65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方
- ⑦ その他特に支援が必要と町が認める方



登録方法

申請書を送付いたしますので、健康福祉課までご連絡ください。町公式ホームページからのダウンロードも可能です。

なお、双葉町では、申請書が避難支援等関係者への名簿情報提供に係る同意書を兼ねています。

その他

- ・名簿への登録情報は、避難先市区町村から照会があった際に提供させていただきますが、全国の市区町村から照会があるわけではありません。そのため、災害に備え、避難先市区町村においても登録いただくことをおすすめします。

なお、登録要件、登録方法、名簿情報の提供先等制度の内容は市区町村によって異なります。詳しい内容は避難先市区町村へご確認ください。

- ・名簿への登録によって、避難市区町村での災害時の避難支援が保証されるものではありません。



令和3年度 インフルエンザ予防接種の助成について

予防接種は、発病防止や重症化の防止に一定の効果があることが確認されていますが、一方で体調や体質などによる副反応が生じることがあります。接種に関しては、医師と相談の上、効果や副反応などを十分理解して実施してください。

令和3年度 高齢者インフルエンザ予防接種の助成について

対象者 双葉町に住民票がある方で、次のいずれかに該当する方

- ①接種日の時点で満65歳以上の方
- ②接種日の時点で満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重度の障がい（身体障がい者1級程度）がある方

接種期間 令和3年10月1日～12月31日（この期間に接種したものが助成の対象となります）
（この期間以外の接種は自己負担となります。市区町村によって異なりますのでお住まいの自治体にお問い合わせください）

接種方法 福島県内にお住まいの方

- ・「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を持参し、協力医療機関で接種できます。（無料）

福島県外にお住まいの方

- ・避難先自治体で接種方法を確認し、接種してください。
- ・自己負担金が生じた場合は令和4年2月末日までに「助成申請書」による手続きが必要です。
※福島県内の医療機関での接種を希望される場合は、双葉町健康福祉課にご相談ください。

注意事項

- ・インフルエンザ予防接種は、ご本人が希望して受けるものです。
- ・接種回数は1回です。2回目を希望される場合は全額自己負担となります。
- ・事前に医療機関に予約してください。
- ・受診の際は、新型コロナウイルス感染症にも留意し、マスクの着用・手指の消毒・混雑を避けるなどの感染症対策をお願いします。
- ・「高齢者インフルエンザ予防接種の通知が届かない」「紛失した」などの際は双葉町健康福祉課 ☎0246-84-5205までご連絡ください。

令和3年度 小児インフルエンザ予防接種の助成について

小児のインフルエンザは任意接種のため、予防接種費用の一部を助成します。
接種に関しては、主治医とご相談のうえ実施してください。

対象者	双葉町に住民票がある生後6カ月～中学3年生の方
助成額	2,000円／1回（差額は自己負担となります）
助成回数	・生後6カ月～13歳未満…2回 ・13歳以上～中学3年生…1回
接種期間	令和3年10月1日～令和4年1月31日（この期間に接種したものが助成の対象となります）
接種方法と助成について	①医療機関に予約し接種してください。 接種については保護者の同意が必要です。 ②接種費用は全額支払い、領収証を受け取ってください。 （費用は医療機関により異なります） ③1回につき2,000円を上限に助成しますので、「助成申請書」※で町に申請してください。 申請の際には、①領収書②接種を受けた証明となる予診票か母子健康手帳（予防接種の記録欄）のコピーを添付してください。 申請期間は令和4年2月末日までです。
備考	・予診票の指定はありません。医療機関のものをお使い下さい。

※「助成申請書」は、町公式ホームページからダウンロードできます。郵送も可能ですので、必要な際にはご連絡下さい。

インフルエンザ 一問一答



Q1 インフルエンザはどうやってうつるの？

飛沫感染と接触感染の2種類があります。飛沫に含まれたウイルスを吸い込んで体内に入り込む場合と、ウイルスのついたドアノブやスイッチなどに触った手で、口や鼻に触れることで体内に入る場合です。

Q2 症状は？

38℃以上の発熱、せき、のどの痛み、全身の倦怠感や頭痛や関節の痛みなどの全身症状です。



Q3 症状が重くなりやすい方は？

高齢者や、お子さん、妊婦さん、喘息や慢性心疾患、糖尿病といった持病のある方です。持病のある方は主治医に相談して、できるだけ予防接種を受けましょう。

Q4 受診の目安は？

急な発熱、せきやのどの痛み、全身の倦怠感を伴う場合は早めに医療機関を受診しましょう。受診の際には事前に医療機関、又は受診・相談センターに相談してください。

Q5 インフルエンザがうつらないようにするには？

- ・日頃から「咳エチケット」や「手洗い」を心がけましょう。特に人が多く集まる場所から帰ってきたときには手洗いを心がけましょう。
- ・アルコール消毒も効果的です。
- ・普段からの健康管理も重要です。栄養と睡眠を十分にとり、抵抗力を高めておくことも効果があります。
- ・ワクチンの効果が持続する期間は、一般的には5カ月ほどです。
- ・流行のピークの前に予防接種を済ませることが望ましいです。

Q6 新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの接種間隔について

- ・新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンを同時に接種はできません。
- ・新型コロナワクチンとそれ以外のワクチン接種は、互いに2週間以上の間隔をあけてください。
- ・新型コロナワクチン接種を受ける際には、2回目の接種が終わるまで、ほかのワクチン接種を行わないでください。



薬と健康の週間

毎年、10月17日から23日の1週間は「薬と健康の週間」です。

今使用している医薬品の効能効果、副作用について正しく理解していますか。医薬品は誤った使い方をすると思わぬ作用が出ることがあります。医師や薬剤師に相談して正しく使いましょう。

薬を安全に使うために

- ☐ かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ☐ 医薬品は、使用時期・使用量・使用方法を守りましょう。
- ☐ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）について正しい知識を持ちましょう。
- ☐ お薬手帳は、1冊にまとめましょう。
- ☐ 一般用医薬品について正しい知識を持ち、セルフメディケーションに努めましょう。



*ジェネリック医薬品とは……… 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。

*セルフメディケーションとは… 自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

上手な医療のかかり方

近年、夜間の時間外受診や休日受診が増えています。このままでは、一刻を争う急病人が後回しにされてしまったり、医療従事者の過剰労働が起こるなどの問題があります。必要な人が安心して医療が受けられるように「上手な医療のかかり方」を知って、できることから始めていきましょう。

気軽に相談できるかかりつけ医を持ちましょう

時間外の子どもの急な病気の相談は ☎ #8000

突然の重い病気やケガなどは迷わず ☎ 119

平日日中の困りごとは、
通院先の病院窓口へ

夜間や休日診療は重篤・
急患のためにあります

かかりつけ医を持ちましょう

健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになる医師のことを「かかりつけ医」とよびます。

日ごろの皆さんの健康状態を知っていて、気軽に相談できるようなかかりつけ医がいれば、早めの対策をとることができ、重症化を防ぐことにつながります。

また、新型コロナワクチン接種では、「基礎疾患」のある方は、かかりつけ医での接種が可能であったり、事前相談ができます。

医師が安心・安全な医療を提供し、皆さんが適切な医療を受けるためには、相互信頼に基づいたより良い関係づくりが大切です。かかりつけ医に伝えたいことはメモをして準備することや、受診後の変化なども伝える努力をしましょう。

参考：厚労省HP「上手な医療のかかり方」、日本医師会HP「かかりつけ医を持ちましょう」、東京都医師会HP「かかりつけ医とは」

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎ 0246-84-5205

婦人がん検診のご案内

婦人がん検診を希望された県内在住のすべての方へ受診録の送付が完了しました
(子宮がん検診は20～84歳の女性、乳がん検診は40～84歳の女性)

南相馬市・相馬市・郡山市・福島市・白河市の各地区にお住まいの婦人がん検診希望の方宛に、婦人がん検診の受診録を送付しました。

いわき市・双葉郡にお住まいの方で10月14日の子宮がんの集団健診を希望された方へも受診録を送付しました。医療機関で受診希望された方には、4月送付済みです。この地区の医療機関での子宮がん検診が受けられるのは10月31日までになります。お早めに受診ください。

【今回送付した受診録】

地 区	乳がん	子宮がん
いわき市	○	10/14 勿来市民会館 (集団検診) 希望者のみ
双 葉 郡		
南相馬市	○	○
相 馬 市	○	○

地 区	乳がん	子宮がん
郡 山 市	○	○
福 島 市	○	○
白 河 市	○	○

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎ 0246-84-5205

法務局からのお知らせ

● 相続した未登記建物の登記について

Q 亡くなった親が建てた建物が未登記の場合はどのような手続きをすればよいですか

A 相続人が一人の場合は相続人であることを証明する書類、例えば戸籍謄本等を添付して建物表題登記の申請をします。相続人が数人いる場合は、相続人全員または建物を相続した相続人から建物の表題登記を申請します。この場合、公正証書や遺産分割証明書等、相続を証明する書類を添付して登記の申請をすることになります、それ以外にも親が建物の所有であることの証明も必要になります。

なお、ご不明なときは最寄りの法務局や土地家屋調査士にご相談ください。

● お隣との境界が分からない場合には

Q 親から土地を相続したが、お隣の土地との境界が分からない

A 最寄りの法務局、または市町村に備え付けてある公図（地図）を取得して土地の形状や境界線についてご確認ください。もし、以前に測量（分筆等）した経緯があるなら法務局に地積測量図が備え付けてあると思いますので、それを取得して境界線や境界杭等をご確認ください。それでも分からない場合は、最寄りの土地家屋調査士に相談の上、「土地の境界の立ち会い」または「境界の復元測量」を依頼してください。万一、隣接者と境界不明でトラブルになった場合（なっている場合）は福島県土地家屋調査士会に併設されている「境界紛争解決支援センターふくしま」や、法務局の「筆界特定制度」をご利用ください。

【問い合わせ先】 福島県土地家屋調査士会 ☎ 024-534-7829
福島地方法務局 ☎ 024-534-2045

双葉町社会福祉協議会

～ 10月 健康運動教室・サロンのお知らせ ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2 階第 6 会議室 (郡山市喜久田町卸 1 丁目 1-1)	① 第 1、3 水曜日 ② 第 1、3 木曜日 ③ 第 2、4 木曜日 のいずれか	13:30 ～ 15:00	郡山事務所 ☎ 024-973-5291
福島市老人福祉センター 2 階研修室 (福島市仁井田字八ツ割川原 3)	10月19日(火)		
双葉町役場南相馬連絡所 1 階会議室 (南相馬市原町区青葉町 2-62-2)	毎週水曜日	① 9:30～11:00 ② 13:30～15:00 のどちらか	南相馬出張所 ☎ 080-5730-1166

● 社協サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
郡山市喜久田公民館和室 3 (郡山市喜久田町堀之内字下河原 1)	10月25日(月)	10:00 ～ 11:30	郡山事務所 ☎ 024-973-5291

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ

除染・解体工事について

●建物解体申請の締め切りについて

双葉町の特定復興再生拠点区域の建物解体の申請受付を以下の期間まで受け付けています。申請受付から解体着工まで時間を要するため、解体を希望する場合は、解体申請の受付窓口にお早めにご相談下さい。

【解体申請受付期間】

特定復興再生拠点区域の避難指示が解除される日から概ね1年後となります。双葉町では令和4年春ごろの避難指示解除を目標としていることから、「令和5年春ごろ」までを想定しています。具体的な申請受付の締切日は、今後特定復興再生拠点区域の避難指示が解除される日が決定されてから改めてお知らせします。

【解体申請受付窓口】 高島テクノロジーセンター（環境省業務受託業者）

＜場 所＞ 双葉町いわき事務所1階（いわき市東田町2丁目19-4）
 ＜受付時間＞ 月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
 ＜連絡先＞ ☎0120-773-275（フリーダイヤル）

片付けごみについて

●片付けごみの個別回収について

双葉町の特定復興再生拠点区域内における家屋について、家屋の片付けによって生じた片付けごみの回収を行っております。

【片付けごみ回収申込先】 双葉町片付けごみサポートセンター

＜受付時間＞ 月曜日～金曜日 8:30～17:00（祝日及び12月29日～1月3日を除く）
 （※FAXによる受付は24時間行っております。）
 ＜連絡先＞ 有限会社佐洋運輸（令和3年度環境省業務受託業者）
 ☎0120-115-261（フリーダイヤル） FAX:0120-115-271

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇中間貯蔵施設見学会について

- ▶中間貯蔵工事情報センターでは、工事の進捗を紹介するため、中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。10月は、8日（金）、30日（土）を予定しています。
- 見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター（☎0240-25-8377）までお願いします。（URL）http://www.jesconet.co.jp/interim_infocenter/index.html



◇輸送について

双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。
 ・2021年度は、385,890m³搬入しています。（2015年からの累計は3,364,372m³） ※9月8日（水）現在

◇放射線モニタリングについて

- ▶空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。
- ▶中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）のHPで公表しております。（URL）<http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293

消防署からのお知らせ

令和2年の 全国の火災状況

- ① 総出火件数は34,602件です。
- ② 火災による死者は1,321人、負傷者数は5,511人です。
- ③ 住宅火災による死者数が862人です。
- ④ 住宅火災による死者の約7割が高齢者です。

これから空気が乾燥し、火災の発生しやすい季節となります。下記のこと
に注意して火災予防にご協力ください。

出火原因 第1位 「たばこ」

対策

- ① たばこのポイ捨てをしない。
- ② 寝たばこをしない。
- ③ 定期的に灰皿内の吸い殻を片付ける。
- ④ 吸い殻を捨てる際は、一度水に浸してから捨てる。



出火原因 第2位 「たき火」

対策

- ① 強風時には焼却を中止する。
- ② 消火器具、水バケツ、散水ホースを準備する。
- ③ 焼却中は目を離さず、その場を離れない。
- ④ 終わった後は再び燃え出さないよう、完全に消火する。



出火原因 第3位 「こんろ」

対策

- ① こんろの奥側に調理油や可燃物を置かない。
- ② こんろの周囲、グリル内は定期的に清掃する。
- ③ 着衣着火を防ぐため、袖口の広がった服で調理しない。
- ④ 調理中はその場を離れない。



令和3年度 全国統一防火標語 【おうち時間 家族で点検 火の始末】

火事と救急は119番

<消防署連絡先>

・浪江消防署 ☎0240-34-4111
・富岡消防署 ☎0240-22-2119

県からのお知らせ

10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染や不法投棄の問題のほか、公正な市場競争の阻害、さらには暴力団等の資金源にもつながります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

【問い合わせ先】 県庁総務部税務課

☎024-521-7205 FAX 024-521-7905
電子メール zeimu@pref.fukushima.lg.jp

相双地方振興局県税部

☎0244-26-1127 FAX 0244-26-1128
電子メール sousei.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ



【求職者向け】企業見学ツアー in 浪江

未来を担う浪江町の企業を見学しませんか？
具体的な仕事や職場の雰囲気が見られる“就職直結型ツアー”です。
町の復興シンボル「道の駅なみえ」に集合、バスで見学先を巡ります。
“新しい浪江”を感じ、次世代産業に取り組む企業に触れるチャンス！



- 日 程… 10月29日(金) 12:00～16:00
- 見学先… LEシステム(株)、(株)ウッドコア
- 定 員… 20名程度
- バス発着… 道の駅なみえ(双葉郡浪江町幾世橋知命寺60)
- 締 切… 10月18日(月)

※3密を防止するため、バスの座席間隔を空けてご乗車いただきます。

【求職者向け】行くしかない!! 就職面接会

【予約優先制・参加無料・履歴書不要】

実は面接会が就職への近道♪求人票には載っていない魅力が聞ける！

★応募書類キットのプレゼント ★証明写真の無料撮影券プレゼントあり

【就職面接会 in いわき】

- 日 時… 10月22日(金)【第1部】10:20～12:00 【第2部】13:30～15:10
- 会 場… いわき産業創造館 企画展示ホール
(いわき市平字田町120番地 LATOV6階)
- 参加企業… 全22社(企業の詳細はホームページをご覧ください)
- 定 員… 各部110名
- 予約受付… 10月14日(木)まで(電話またはホームページから先着順となります)



【就職面接会 in Jヴィレッジ】

- 日 時… 11月16日(火)【第1部】10:30～12:00 【第2部】13:30～15:00
- 会 場… Jヴィレッジホール (双葉郡楡葉町山田岡美シ森8)
- 参加企業… 全24社(企業の詳細はホームページをご覧ください)
- 定 員… 各部60名
- 予約受付… 11月8日(月)まで(電話またはホームページから先着順となります)



共通事項

※新型コロナウイルス感染防止策を講じ開催します。
※詳細はホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 ホームページ で検索

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口(福島市中町4番20号 みんゆうビル202号)



福島県最低賃金が令和3年10月1日から変わります

時間額 828円

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト等の名称にかかわらず福島県内全ての労働者に適用され、使用者はその金額以上を支払わなければなりません。

最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ・精皆勤、通勤、家族手当
- ・時間外、休日の割り増し賃金及び深夜手当
- ・臨時に支払われる賃金、1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳しくは、福島労働局労働基準部賃金室（☎024-536-4604）または各労働基準監督署へお問い合わせください。

「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」 養成研修会を開催します

県では、地球温暖化の現状や影響、対策等について学習した上で、地域の人たちとともに理解を深める活動を積極的に行う「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」を養成する研修会を開催します。

1. 対象 地球温暖化防止活動に関心がある方

2. 日時 令和3年10月29日（金）
13:30～16:00（開場 13:00）

3. 会場 郡山市中央公民館 第5・6・7講義室（郡山市麓山1-8-4）
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記内容にご協力ください。
・マスク着用での参加をお願いいたします。
・入室前に検温・手指の消毒をお願いいたします。
・座席の間隔をあけて座っていただきます。

4. 研修概要 改正地球温暖化対策推進法のあらましについて
うつくしま地球温暖化防止活動推進員事例発表 等

5. 申し込み締切 令和3年10月22日（金）

6. 受講料 無料

7. 定員 30名程度（先着順）

【申し込み・問い合わせ先】 福島県地球温暖化防止活動推進センター
（特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク）
〒963-8835 郡山市小原田2-19-19
☎024-944-0083 FAX 024-953-6093
[E-mail] uketsuke@fukushima-ondankaboushi.org

町貸与のタブレット端末をご利用の皆さまへ メーカー修理受付終了のお知らせ

～ 11月以降の故障時の対応は、端末の交換またはメンテナンスでの対応のみとなります～



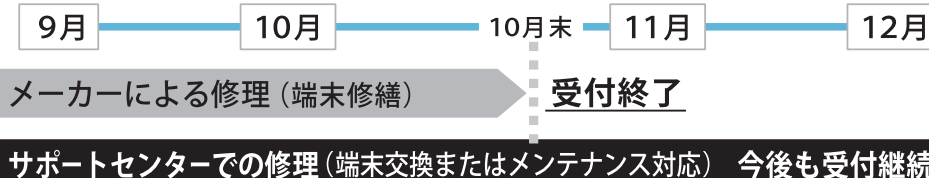
現在ご利用いただいているタブレット端末（arrows Tab F-04H）について、メーカーでの修理受付が10月末で終了となります。

11月以降もサポートセンターでの修理受付は継続しておりますが、メーカー修理受付終了に伴い、11月以降^{※1}に、故障と判断された場合には、サポートセンターで保有している端末^{※2}との交換またはメンテナンスでの対応となりますので、あらかじめご了承ください。

※1. 修理受付のタイミングや受付時の待ち状況によっては11月以前でも交換対応となる場合があります。

※2. サポートセンターで保有している端末とは、町民の皆さまから返却いただいた端末をサポートセンターで動作確認し、メンテナンス・クリーニングを施したタブレット端末です。

今後のタブレット 端末故障時の対応 について



タブレット端末の修理に関するお問い合わせ

ふたばアプリ運営サポートセンター

0120-274-280

受付時間：平日 9時～18時（土日・祝日を除く）

人のうごき8月分 敬称略

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
三浦 文子	88	8月5日	両 竹

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0246-84-5202

双葉町民の避難状況（令和3年8月31日現在）

- ・福島県内に避難されている方 4,004人
- ・福島県外に避難されている方 2,767人

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

司法書士による 成年後見相談会のお知らせ

無料電話相談

◆ 相談内容 … 高齢者・障がい者に関わる法律問題、成年後見、遺言、相続、遺産分割、登記等

◆ 期間 …… 10月1日～29日

◆ 予約受付 …（フリーダイヤル）

☎ 0120-81-5539

（平日 午前9時～午後5時）

◆ 相談 …… 予約の電話をいただき、電話相談の日時を調整させていただきます。

福島県書士会・（公社）成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部

双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介します



【随想】「新政権への期待」

過日、菅内閣総理大臣は突然辞意を表明されました。菅内閣は安倍政権を引き継いでの出発でしたが、「新型コロナウィルス」まん延防止対策に全力で取り組み、その成果はようやく表れる状況でした。しかし「新型コロナウィルス」のまん延は留まるところが見えず、ついに辞意表明となりました。誠に残念であり、お疲れさまでした。

さて、今後我が国の政治情勢には困難が待ち受けているようなので、新政権には大きな負担になることは間違いありませんので、次期政権の政策策定については、陰からでも応援されますようにお願いいたします。次期政権の構成内容が明らかになるにつれ、特に経済界からの期待なのか日経平均株価は大幅な上昇となりました。この状況が継続されますように念願しております。そのためには、経済政策を重点に進めることで、医療崩壊を防ぐことも可能となりますので、これを念頭に政策の構築を目指してほしいのです。

また浪江町では早くから「水素エネルギー精製」に取り組んでまいりました。さらに我が国の有力企業数社も水素エネルギー精製の新技術開発により大幅なコストダウンに成功しており、その水素を利用することで「カーボンフリー」社会の実現も確実になりました。これを新政権の重要政策として取り入れることを強くお願いいたします。

最後になりましたが、最大の問題は選挙による民意が政治に素直に反映されない官僚政治からの脱却であり、今後は注意深く見守りたいと思います。

令和3年9月 古室 仁（浜野）

※ご本人の意向により原文のまま掲載しております。

寅（トラ）年生まれの皆さん、広報ふたばに新年の抱負を掲載しませんか

- 掲載号：令和4年1月号
- 文字数：300字程度
- 原稿締切：11月30日（火）

※顔写真が1枚必要となります。

寄稿してくださる方には、原稿用紙をお送りします。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】秘書広報課 ☎0246-84-5202
✉ hisyo-koho@town.futaba.fukushima.jp

避難先を移動された方へ

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。

※移動先の届出がないと、町からの広報紙、各種通知などの郵便物が届かなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】戸籍税務課 ☎0246-84-5204

【文芸】

俳句・コロナ禍 ぼつんと一人 盆送る

・夕餉膳 さっぱり旨まし 冷奴

川柳・眠れぬ夜 雑念多く 寝返りし

・無差別に 緑を奪う ブルの音

短歌・秋長けて 吹く風涼し 草かげに

澄みし 音色で リンリンリンと

今泉 禮子（長塚二）



—ふるさと絆通信について—

ふるさと絆通信の取材につきましては対面で行われる取材形式のため、令和3年10月号（第101号）については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため取材を順延いたしました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みながら令和3年11月号以降、取材・掲載を再開する予定です。

令和3年5月号から令和4年4月号まで、計12人の方の掲載を予定しております。



広報紙の発送について

「広報ふたば」「ふたばのわ」は、1居所につき1部送付しています。

ご家族が別々の場所に引っ越された場合や、同居することになった場合など、広報紙の発送に關することは下記までご連絡ください。

なお、「広報ふたば」「ふたばのわ」の発送先となっている方がお亡くなりになられた場合については、1カ月程度後に発送を中止いたしますが、ご家族の方に発送先を変更することも可能です。下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】秘書広報課 ☎0246-84-5202

今月のベストスマイル



編集後記

今月の表紙は、8月28日に上羽鳥地区、中田地区、下長塚地区、三字地区の農地保全管理組合で行われた試験栽培用農作物の植付作業のうち、中田地区の植付作業の様子です。残暑とは思えない酷暑の中、農地保全管理組合の皆さんは近況報告も交えながら水分補給を行い、協力して植付作業を行っていました。

9月5日には下羽鳥・長塚地区でも植付作業が行われました。酷暑の後に雨天が続く、ほ場の土が水分を含んで軟らかくなっていて、周りには大きな水たまりがところどころにできていましたが、皆さんで協力して一つ一つ丁寧に苗や種の植付作業を行っていました。各地区の農地保全管理組合等の皆さんの営農再開に向けた取り組みの様子やスマイルフォトは、ふたばのわ10月15日号でもお知らせいたします。



双葉町いわき事務所を訪れた、松本幸枝ちゃん（3歳・三字）の笑顔です。

連絡先

- **いわき事務所**
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- **郡山支所**
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- **埼玉支所**
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- **コミュニティセンター連絡所（午前9時～午後4時）**
〒979-1471
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22
☎ 0240-23-0051
FAX 0240-23-0052
- **南相馬連絡所（午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）**
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- **つくば連絡所（月・火・水 午前9時～午後5時）**
〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟
☎/FAX 029-854-7511

○ **双葉町公式ホームページ**
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>

○ **双葉町産業交流センター
公式ホームページ**
<https://www.f-bicc.jp/>



○ **双葉町公式YouTubeチャンネル**
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

○ **双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」**
<https://futabanowa.wordpress.com/>

